

第2回 下水道施設の運営における PPP/PFI の活用に関する検討会 議事要旨

1. 日 時：平成 25 年 2 月 15 日（金）13:00～15:10

2. 場 所：霞が関ビル 3 階会議室

3. 出席者

座長	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授	滝沢 智
委員	東京大学大学院経済学研究科教授	大橋 弘
"	公益社団法人日本下水道協会技術研究部参事兼技術指針 課長	片桐 晃
"	株式会社みずほコーポレート銀行ストラクチャードファ イナンス営業部長	酒井 秀晃
"	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士	高橋 玲路
"	東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻教授	中北 徹
"	日本下水道事業団東海総合事務所次長	細川 顕仁
"	上智大学法学研究科法曹養成専攻准教授	松井 智予
オブザーバー	一般社団法人日本下水道施設業協会専務理事	小林 一朗
"	公益社団法人日本下水管路管理業協会	田村 司郎
"	一般社団法人日本下水道施設管理業協会企画総務委員会 主任委員	與三本 賀
"	一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会下水道委 員長	牛原 正詞 (櫻井オブザーバー代理)
発表者	大阪市建設局下水道河川部長	河谷 幸生
"	横浜市環境創造局下水道計画調整部下水道事業調整課担 当課長	本田 康秀
"	メタウォーター(株)営業本部国内 PPP センター マネー ジヤー	川上 貴幸
"	メタウォーター(株)海外 PPP 推進室部長	中込 修
"	積水化学工業(株)環境・ライフラインカンパニー バリ ューチェーン事業推進部 国内包括事業グループ 課長	小林 祐太
事務局	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課	
"	株式会社日水コン・新日本有限責任監査法人共同提案体	

4. 概 要

地方公共団体および民間事業者による発表の後、ディスカッションを行った。主な質疑は以下の通りである。

(1) 大阪市

- 新組織に移行する際は、市と新組織は会計上も別になるのか。
- (大阪市) 新組織は市とは別の組織となる。なお、新組織の業務範囲は、当面、包括委託レベルでの対応を想定している。下水は防災と維持管理が重要であるため、新組織への移行とあわせて、BCP の確立や ISO の導入など、現場を担う組織における質の担保を図る手法についても検討している。
- 職員派遣による包括委託期間中は、経済的な効果は出ないのでは。
- (大阪市) 外郭団体の活用は円滑な業務移行を想定した取組であり、基本的には経済的な効果は出ないものであるが、人員配置などの見直しで一定の効果を見込んでいる。なお、新組織移行後には他都市の仕事を受託するなど収入増を可能にする施策も組み合わせて経営改善効果を出していきたい。
- 都市技術センターは株式会社か。
- (大阪市) 財団法人である。
- 公物管理業務は市が担うのか。
- (大阪市) 当面は、円滑に移行するために公物管理は市が担う。ただし、新組織に移行した後は今後検討していく。
- 将来的に、新組織に更新投資のマネジメントを担う能力を持たせていくことになると理解する。包括的民間委託を超える部分について、マネジメントチーム設置などの取組の中で、制度的な整合性の検討も含めて今後進めていくという理解で良いか。
- (大阪市) ご理解のとおり。国の指導も頂きながら徐々に議論を進めていくこととなる。
- 過疎地域等担い手がない事業の運営について、将来的にコンセッションを受託する可能性については。
- (大阪市) 都市技術センターでは、これまで府下他都市からの技術支援業務などを受託してきている。包括委託で大阪市の処理区を担うという実績をもって考えていきたい。

（2）横浜市

- コンセッションのようなものを検討する余地はあるのか。
- （横浜市）コンセッションは独立採算型PFIとほぼ同じと思われるが、収益のある事業が馴染むのではないかと思われる。発電事業は可能性があり、独立採算型PFIも一つの可能性として検討しているが、民間と公共との間で、リスクの分担に相応する収益があるべきと考えており、事業方式もこの観点を踏まえ決定する必要がある。要は横浜市自体も経営者であり、相応の利益を得るべきである、との考えである。また、汚泥燃料化事業はサービス購入型で市がコスト負担している事業であり、このような収益性のない事業はコンセッションには馴染まないと考える。
- 汚泥系以外の分野（管路等）へのPPP/PFIの拡充はどのように考えているか。
- （横浜市）管路については、事業方式云々以前に、持続的に管理するためのアセットマネジメントシステムの検討を始めた段階であり、システムが完成した暁の管理体制についても検討課題と考えている。他都市では、第三セクターを活用していると聞いているが、横浜市としての体制も独自に検討する必要があると考えている。
- VFMの内訳について説明して頂きたい。
- （横浜市）VFMは、設計建設費の削減の割合が大きくなっている。市が自ら実施する場合と比較しているが、横浜市の場合、汚泥処理は包括委託を現状で行っており、それとの比較である。
- 借入は市が調達した方が金利負担が安いことがあるということだが、そういう要素も含んでの計算ということでよいか。内訳データを拝見させていただけないか。
- （横浜市）計算の条件自体は特定事業の選定時に公表しているが、細かい内訳は非公表である。
- VFM算定について、公共事業であれば、起債元利償還が地方交付税額算定のための基準財政需要額に算入されていると考えるが、そうした要素も含めて評価しているのか。また、災害で被災した際の災害復旧での国の支援措置はどうなっているか。
- （横浜市）交付税については、PFIであっても市起債と同様の措置がなされるはずである。また、PFI事業契約において、不可抗力に相当する天災による被害からの復旧コストは原則として官が負担する。
- 過疎地域等担い手がない事業の運営について、将来的にコンセッションを受託する可能性については。

- (横浜市) 横浜市に水道局の出資による第三セクターがある。環境創造局も連携して他都市支援を始めている。局内での議論では、支援については、民間活用を行いやすくするようにするための自治体そのものの支援であるべきであり、当該自治体の事業そのものを請け負うことについては民業圧迫につながるのではないかとの論点がある。

(3) メタウォーター(株)

- 包括的民間委託レベル2を実施して、「更にこのような業務で貢献できる」等現場での課題や提言できることは何か。
- (メタウォーター) 電力会社との契約が当社グループ会社と電力会社の直接契約となつたケースでは、当社がデマンド削減、夜間電力のフル活用などの工夫をすることでコスト縮減が可能な状況となっている。また、市内複数の処理場への横展開も可能であれば更に効率的運用になると思う。
- 資料1 2ページ枠外の「更新補助は実施時期・対象の事前承認が必要で困難」という部分を説明してほしい。
- (メタウォーター) まず収入面について、民間が下水道事業の運営を行うことになつたとしても、最低限雨水処理負担金に相当する額は公費負担であることが現実的である。また、更新に係る交付金(国庫補助)については、仮に民間が補助を活用可能だったとしても、現行では事前に時期と対象を明確にして承認を得る必要がある。長期契約の途中で更新の時期や内容が、管理の高度化や技術の進歩によって変更できる可能性があった場合にフレキシブルに補助が適用されるか整理する必要がある。

(4) 積水化学工業(株)

- 管路マネジメントで性能発注はできるのか。性能の規定が難しいのでは。
- (積水化学工業) 改築工事で、管更生の仕様を予め決めて発注するのではなく、工法の選択について自由度を高めたうえで、競争を通じた事業者選定とすることで創意工夫が發揮できると考えている。
- 夜間水を止める必要がないことなども重要では。
- (積水化学工業) 夜間施工などは SPR 工法の特徴である。加須市の事例では、農業集落のため、従来は稲刈りが終わった後でなければ施工できなかつたが、施工の自由度があり、創意工夫で事業費の縮減と工期短縮ができた。

以上